

法人役員処罰法（大正四年法律第一八号）に関する一考察

——山岡萬之助関係文書を手がかりとして——

小澤 隆 司

目 次

はじめに

一、第三六特別議会の審議

二、漁業法違反事件への回答案

三、刑事手続中における法人の消滅

おわりに

はじめに

「山岡萬之助関係文書」^①には大正期の刑事法改革に関する立法資料が多数収められている。本稿では、このうち「法人役員処罰ニ関スル法律」^②（大正四年法律第一八号。以下、「法人役員処罰法」と略記する）に関する立法資料をひ

もとき、大正期における法人処罰法制の整備の一端を明らかにしたい。^②

法人役員処罰法は、法人に対する刑事訴追または刑の執行を免れるため故意に法人を消滅させた法人役員を処罰する旨を定めた法律で、一九一五（大正四）年六月二日に公布、同年七月一日より施行された。「法人ノ業務ヲ執行スル社員、取締役、会計参与、執行役、理事、監査役又ハ監事ニシテ刑事訴追又ハ刑ノ執行ヲ免レシムル為合併其ノ他ノ方法ニ依リ法人ヲ消滅セシメタル者ハ五年以下ノ懲役ニ処ス」という一か条だけからなる小立法法である。

この法律は現在ほとんど適用例をみる^④ことがないが、刑事法学界においては「法人の合併乃至解散と法人の刑事責任との関係について論ずるにあたり、常に言及される」法律として知られてきた。現行の刑事訴訟法は「被告人たる法人が存続しなくなつたとき」（三三九条一項四号）決定で公訴を棄却しなければならぬと定める。大審院時代から判例は刑事被告事件が係属している限り清算は終了しないとの見解をとる^⑥が、これに対して批判的な学説は、合併その他の方法により法人が消滅した場合には処罰ができなくなることを前提とした法人役員処罰法の存在を「縷々自説に有利に援用して」きたからである。^⑧

ここで注目したいのは、かかる判例・学説の応酬のなかで、法人役員処罰法は「古く大正四年の制定にかかり、その当時施行されていた商法、刑法等の規定の欠陥を補うために設けられたもの」に過ぎず、「古いままにとり残されたこの法律は、却つて幾多の欠陥と矛盾を包蔵するに至り、関係法令とも調和し難いものとなつて来ている」^⑩との指摘がなされていたことである。いま同法が立法当時の法人処罰法制の「欠陥を補う」ための応急措置的な性格をもつた小立法であつたという指摘が正しいのなら、同法制定にあつて当時の法人処罰法制の何が問題とされ、どのような立法的対処が図られたのか、大正期の刑事法改革の歴史的文脈の中に同法を位置づけてみる必要があるのではないだろうか。

そこで本稿では、山岡文書を手がかりとして、法人役員処罰法の制定過程の一端について若干の検討を試みたい。法人処罰法制に関する文献は少なくないが、大正期の刑事立法の動向を跡づけたものは比較的少ないように思われる。刑事手続中における法人の消滅という事態に対して、司法省参事官に就任したばかりの山岡はどのように対処しようとしたのか。¹²⁾ わずか本文一か条の小法律ながらその立案の舞台裏では、法人の消滅後も刑事責任を追及する方策が模索されていたことを明らかにしたい。

一、第三六特別議会の審議

法人役員処罰法については、「同法案が比較的安易に立案されたいらしい形迹のあることは、同法案の審議された第三六帝国議会の議事録における説明、質疑応答からも窺い知ることができる」として、「法人に対する刑事の訴追が法人解散後どうなるのかについて明らかにされていない」¹³⁾ 点や「合併其ノ他ノ方法」と規定するに過ぎないため合併以外に「いかなる方法が含まれているのか判然としない」¹⁴⁾ 点などが議会審議の問題点としてあげられてきた。そこでまず第三六特別議会における法案審議を振り返っておきたい。

第三六回帝国議会は一九一五（大正四）年五月一七日召集された特別議会である。¹⁵⁾ 前年四月に発足した第二次大隈重信内閣は、議会在陸軍二個師団増設費を否決したのを受けて衆議院を解散、一五年三月二五日に実施された第一二回総選挙で大隈内閣の与党勢力は圧勝し、第三六特別議会では懸案の陸軍二個師団増設や軍艦建造費増額を実現した。¹⁶⁾ 法人役員処罰法案が審議されたのもまたこの第三六特別議会であった。

尾崎行雄司法大臣から法人役員処罰法案の閣議請議がなされたのは、議会招集後の五月二二日であった。

法人ニ犯罪アリタル後其ノ法人消滅スルトキハ訴訟上ノ主体ヲ喪フノ結果該犯罪ニ付刑事訴追ヲ為スニ由ナク又判決確定後法人消滅スルトキハ其ノ判決執行ノ目的物タルヘキ財産皆無ナルヲ以テ法人ニ対シ刑事手續ヲ為スハ其ノ実効ナカルヘク従テ此ノ場合ニ於テハ故意ニ法人ノ消滅ヲ来タシ因テ刑事手續ヲ不能ナラシメタル者ヲ処罰シ其ノ取締ヲ為スヲ必要ト認め候条別紙法律案ヲ具シ閣議ヲ請フ

右の通り、提案理由は、法人の犯罪後その法人消滅する場合は「起訴上ノ主体ヲ喪フノ結果」当該犯罪につき刑事訴追をおこなうことができず、また判決確定後に法人消滅する場合は「其ノ判決執行ノ目的物タルヘキ財産皆無ナルヲ以テ」、いずれの場合においても法人に対する刑事手續は実効性を失つてしまふ、従つて「故意ニ法人ノ消滅ヲ来タシ因テ刑事手續ヲ不能ナラシメタル者」を処罰し取り締る必要があるからだとされている。そして急ぎ法制局の審査を経、五月三十一日、法案は帝国議會へ提出された。¹⁸

六月一日に貴族院で第一読会が開かれた。尾崎司法大臣が法案の趣旨説明、これに対して石渡敬一が質問、尾崎大臣そして政府委員として鈴木喜三郎司法次官が回答した。そして、特別委員として松平頼寿、本田実方、解由小路資承、伊丹春雄、黒田長和、二条正麿、加太邦憲、倉知鉄吉、森田庄兵衛の九名の名が読み上げられた。¹⁹ 特別委員会は三日に開催、委員長に松平頼寿、副委員長に加太邦憲を選出し、法案を可決すべきだと議決、徳川家達貴族院議長に報告した。貴族院では四日に第一読会を再開、松平特別委員長が報告をおこない、特別委員会では法人についての租税に関する処罰について色々質問が出たが、法案そのものについては別段議論もなく、「今マデ是ガナカツタノハ如何ニモ欠陥デアルト云フ委員ノ御方ヨリノ御意見」もあつたと述べ、以後の読会を省略、起立多数で可決した。²⁰

衆議院では翌五日に第一読会が開かれた。尾崎司法大臣が法案の趣旨説明、これに対して高木益太郎が質問、尾崎

大臣そして政府委員として鈴木次官が回答した。²¹その後、島田三郎議長から議案を審査する委員として斉藤隆夫、長澤倉吉、江口勝之助、山口俊一（辞任により加藤小太郎を追加選定）、大堀孝、葉住利蔵、大島久満次、九鬼紋七、森田茂の九名が指名された。委員会は七日に開催、委員長に森田、理事に九鬼を選出し、政府委員として鈴木司法次官、豊島直通法務局長が出席して法案の審議に入った。江口勝之の質問に鈴木次官が回答、九鬼の質問に鈴木次官、豊島局長が回答し、委員会は異議なく原案通り可決した。²²衆議院は八日に第一読会を再開、森田委員長に代わって九鬼が報告をおこなった。ここで高木益太郎から「五年以下ノ懲役」という政府案の罰則を「五年以下ノ懲役又ハ千円以下ノ罰金」と書き換える修正案が提出されたので、第二読会では高木が修正案の趣旨を説明、これに対して小川平吉、大場茂馬から賛成意見が出された。しかし、三輪市太郎から政府案の趣旨を質されてこれに鈴木次官が回答したところ、その後の採決の結果、高木の修正案は反対多数で否決、政府案が賛成多数で可決された。²³

議会の審議では貴衆両院共に（一）法案の提出が必要となったその具体的事例が質されたほか、衆議院ではさらに（二）「合併後存続スル会社又ハ合併ニ因リテ設立シタル会社ハ合併ニ因リテ消滅シタル会社ノ権利義務ヲ承継ス」と定める商法八二条に基づき罰金刑を合併会社に承継させれば済むのではないか、（三）懲役刑と罰金刑の選択刑にすべきではないかとの質問が高木益太郎から出された。²⁴これに対する鈴木司法次官の回答は（一）「昨年九州ニ於キマシテ「トロール」会社が漁業法違反ヲ致シマシテ、裁判所ニ於テ事件ヲ継続イタシマス半ニ於テ、合併ヲ致シマシテ、遂ニ処罰スルコトガ出来ナイヤウナ事実ガアツタ」、（二）商法が規定するのは「民事上ノ権利義務」であつて、刑罰たる罰金を合併会社に承継させて執行することはできない、²⁵（三）国法に反したものを処罰できないという不法行為をなすもので「体刑ヲ以テ臨マナケレバナラス」というものであつた。²⁷

「法人に対する刑事の訴追が法人解散後どうなるのか」という点について鈴木次官の答弁は「会社が解散ヲ致シマス

レバ、清算行為ガアリマシテ、其清算行為ノ持續スル間ハ会社ハ清算ノ範圍内ニ於テ存続致シマスカラ、罰金ノ徴収等モ出来マス」として清算結了までは処罰できると述べるにとどまる。「合併以外にいかなる方法が含まれているのか」という点については、「合併決議ヲ致シマシタリ、又一括処分ヲ致シマスルト、直チニ法人ガ消滅ヲ致シマスルト」と鈴木次官の答弁に「一括処分」云々とあり、定款または総社員の同意によつてなされる合名会社・合資会社の任意清算の場合を想定していたと思われる。²⁹⁾

以上、法人役員処罰法の議会審議を振り返ってみると、確かに、刑事訴訟法改正や破産法の制定とどう関係するのかなどの論点が十分に深められなかったのは否めない。しかし、わずか一か条の小法律で、高木益太郎の修正案も処罰の必要性それ自体は認めている状況では、議会審議に多くを望むべくもなからう。むしろ、問題とすべきは、「間接ニ罰則法規ノ完用ヲ得セシメヤウ、斯ウ云フ目的」の法案に過ぎないと鈴木次官の発言ではないだろうか。法人が消滅してしまえば、「如何ニ犯罪行為ガ明白ニナリマシテ、罰金ノ一万円ニ万円ヲ科スルト云フヤウナ事案ガアリマシテモ、罰金ヲ科スルコトガ出来ヌ」。これでは既存の法人処罰法令が「有名無実ノ法律ニ終ッテシマフ」³⁰⁾では、かかる危機感を抱いていた政府当局は、最初から「間接」的な処罰法を構想したに過ぎなかったであろうか。

二、漁業法違反事件への回答案

議会審議にも明らかな通り、法人役員処罰法定定の端緒は、法案提出の前年に起きた九州地方におけるトロール漁業会社の漁業法違反事件である。³¹⁾事件の詳細は不明だが、漁業法及び汽船トロール漁業取締規則によれば、「汽船トロール漁業」とは螺旋推進器をもつて船舶を運行し「オッタートロール」または「ビームトロール」と称する漁具を使用

してなす漁業をいうが、許可を受けずに汽船トロール漁業をなした者や操業区域の指定に反して漁業をなした者など、法令違反に対する罰則を定める。そして、漁業法六五条は「明治三十三年法律第五十二号ハ本法又ハ本法ニ基キテ発スル命令ニ依ル犯罪ニ之ヲ準用ス」と定め、税法違反につき法人業務主へ罰金刑を科すとした明治三三年法³²⁾が準用されるとし、漁業法違反事件においても法人処罰が可能となっている³³⁾。しかし、刑事手続中に合併により法人が消滅し処罰が不可能になったというのである。

山岡文書にはこのとき作成されたとみられる司法省法務局長名の回答案が残されており、廃案となったものではあるが、当時の司法省内の問題の受けとめ方を知ることができる³⁴⁾。

大正三年八月六日

別紙長崎〔福岡〕地方裁判所検事正問合ハ法人カ合併シタル場合ニ於ケル刑事責任〔法上ノ取扱〕ニ関スル疑義ノ件ニ係ル

右ハ以左案致回答可然哉仰 高裁
案

客月二十三日附甲第二八七号ヲ以テ法人カ合併シタル場合ニ於ケル会社ノ刑事責任〔法上ノ取扱〕ノ件ニ付御問合相成候処凡ソ刑罰法上法人ヲ処罰スル場合ハ私法上ノ意義ニ於テ其人格ヲ認ムルニアラス即チ私法上ニ於テハ法人ヲ適法ナル目的ノ範囲内ニ於テノミ存在スルモノト認メ刑事ノ責任アルヤ否ヤヲ規律セス此ヲ以〔従〕テ刑事ニ関スル法人ノ人格問題ハ公法タル刑〔事〕法ニ依リ解釈スヘキモノナリ然リト雖刑事法ハ罰スヘキ法人ノ成立及ヒ消滅ニ付別ニ規定スル所ナリ〔ク〕単ニ「法人」ハ云々ト規定スルニ過キササルヲ以テ解釈トシテハ他ノ法律ニ於テ存在ヲ認ムル

法人自体ヲ直ニ刑事〔法〕上ノ主体ト為スモノト認メサルヲ得ス從テ本問会社ノ合併ニ関シテハ商法ノ規定ニ從ヒ解
釈スルヲ要ス適〔商〕法上会社ノ合併ハ会社解散ノ一事由ニシテ一ノ会社カ他ノ会社ニ合併（併吞）セラレタルトキ
ハ合併セラレタル会社ハ其事由ノ發生ト同時ニ人格ヲ消滅スルモノナリ既ニ人格ニシテ消滅スル以上ハ処刑ノ主体タ
ルコト能ハサル可ク公訴權モ亦消滅スルノ結果ヲ來スモノナリ而シテ右ノ場合ニ於テハ別ニ精〔清〕算行為ヲ要スル
コトナク解散会社ノ權利義務ハ法律上併吞会社ニ移転スルモノナリ（商法第八十二条同第百〇五条同第百二十五
条同第二百三十六条）今解散会社ノ為シタル犯罪ニ付キ併吞会社ノ責任如何ヲ考究スルニ右商法ノ規定ニ困〔依〕リ
併吞会社ニ移転承継セラル、權利義務〔務〕ハ会社ノ目的〔ノ〕範圍ニ屬ス可キ私法の性質ヲ有スルモノニ限ラル、モ
ノニシテ犯罪ニ因リ生シタル刑事義務ノ如キハ之ヲ包括セサルモノナルヲ以テ併吞会社ハ解散会社ノ犯罪行為ニ付キ
刑罰責任ヲ有スルモノニアラス右ノ如クナルヲ以テ併吞会社カ刑罰義務ヲ承継セサルモノナルコトハ明治四十三年法
律第五十五号予約出版法第五条第一項ノ届出義務ヲ併吞会社ニ負ハシムルニ付キ特別ノ規定（同条第二項）ヲ為シタ
ルコトヨリ〔モ〕之ヲ推知シ得ヘシ要スルニ併吞会社ニ對シテハ特ニ規定ナキ以上ハ解散会社ノ行ヒタル罪ニ付キ刑
事訴追ヲ為シ得ヘキモノニアラサルヲ以テ結局甲説ヲ正当ナリト被思考候但シ合併前判決確定シタルトキハ併吞会社
ニ對シ其判決ヲ執行シ得ヘキ儀ト被存〔思考〕条此段及回答候也

年 月 日 法務局長

長崎〔福岡〕地方裁判所検事正宛

追テ若シ会社カ訴追ヲ免カルル、目的ヲ以テ合併ヲ為シタルトキ小〔ル〕事実ナリトセハ〔其〕合併行為カ公ノ秩序
ニ違反スル行為トシテ無効ナルニ限り既ニ成立セル公訴權ノ消滅セサルコト明ナルヲ以テ尚〔尚〕〔其〕点ニ関スル
事實關係ノ研究ヲ要スル余地アリト被存〔思考〕候条此段申添候也此点ニ付一応調査相成度此段申添候也

回答案はまず、「凡ソ刑罰法上法人ヲ処罰スル場合ハ私法上ノ意義ニ於テ其人格ヲ認ムルニアラス即チ私法上ニ於テハ法人ヲ適法ナル目的ノ範圍内ニ於テノミ存在スルモノト認メ刑事ノ責任アルヤ否ヤヲ規律セス從テ刑事ニ関スル法人ノ人格問題ハ公法タル刑事法ニ依リ解釈スヘキモノナリ」と述べ、法人処罰の問題は本来刑事法独自の解釈問題であるとの原則を確認する。しかし、現行の法人処罰法制は法人の成立・消滅につき特段の規定がなく、私法上の規定を刑事法が参照するしかない。

従つて、本件の場合、会社の合併に関する商法の規定に従い解釈する必要がある。「商法上会社ノ合併ハ会社解散ノ一事由ニシテ一ノ会社カ他ノ会社ニ合併（併呑）セラレタルトキハ合併セラレタル会社ハ其事由ノ発生ト同時ニ人格ヲ消滅スルモノナリ既ニ人格ニシテ消滅スル以上ハ処刑ノ主体タルコト能ハサル可ク公訴権モ亦消滅スルノ結果ヲ来スモノナリ」。商法上は合併は会社解散の一事由であつて法人格を失うから、刑事法上も合併後の会社は「処刑ノ主体」たり得ず、公訴権は消滅する。

この場合、「解散会社ノ権利義務ハ法律上併呑会社ニ移転スル」が、商法の規定により合併会社へ移転承継される権利義務は「私法的性質」を有するものに限られ、犯罪により生じた刑事責任をも包含するものではない。この理は予約出版法五条一項の届出義務を合併会社に負わせる旨の特段の規定を同条二項として置いているところからも推知することができる。³⁶⁾要スルニ併呑会社ニ対シテハ特ニ規定ナキ以上ハ解散会社ノ行ヒタル罪ニ付キ刑事訴追ヲ為シ得ヘキモノニアラサルヲ以テ結局申説ヲ正当ナリト被思考候」。予約出版法のような刑事法上の特段の定めがない以上、本件の場合、合併会社に対して刑事訴追することはできない。ただし、「合併前判決確定シタルトキハ」合併会社に対して判決を執行することができる、と。

最後の但書は後に刑事訴訟法改正によって明文化されるが、³⁷⁾法人役員処罰法の立案過程で既にその必要性が認識さ

れていたことが分かる。さらに回答案の末尾には、会社が訴追を免れる目的で合併したことが明らかなきは「尚研究ヲ要スル余地アリ」として「此点ニ付一応調査相成度」と追記がある。下書きをみると、かかる行為は「公ノ秩序ニ違反スル行為トシテ無効」であつて「既ニ成立セル公訴権ノ消滅セサルコト」明らかであるとされているが、まさにこの「調査」を命じられたのが、山岡萬之助参事官であつた。

三、刑事手続中における法人の消滅

九州におけるトロール漁業会社の漁業法違反事件は、刑事処分を免れる目的で合併により会社を消滅させたとき、刑事責任の追及ができなくなるという所与の法人処罰法制の限界を浮き彫りにした。しかし、仮にかかる消滅行為は「公ノ秩序ニ違反スル行為トシテ無効」であつて「既ニ成立セル公訴権ノ消滅セサルコト」は明らかであるとしたら、現行の法人処罰法制をいかに補整すればよいのか。「法人ニ対スル刑事処分ニ関スル件」と題する参事官会議案において、山岡萬之助参事官は次のように論点を整理している。³⁸⁾

参事官会議々案 山岡参事官提議

法人ニ対スル刑事処分ニ関スル件

- 一 規定ノ範圍ハ合併ニ因ル法人ノ消滅ニ限ルヘキカ或ハ總テ消滅ノ場合ヲ包含スヘキカ
- 一 法人ノ消滅前既ニ起訴アリテ未タ手続完了セサル場合ニ限ルヘキカ或ハ消滅後ニ於テモ新ニ起訴ヲ許スヘキカ若シ後段ノ如クナストセハ消滅後何年トスヘキカ（解散後精算ヲナスヘキトキハ訴訟手続ノミ精算行為ト看做シ得ヘキ

カ)

一 消滅後ニ於ケル被告人ハ何人トスヘキカ従前ノ代表者ヲ以テ訴訟ヲ繼續セシムヘキカ或ハ他ノ者ヲ以テ之ニ充ツヘキカ

如何ナル財産ニ対シ刑ノ執行ヲ為シ得ヘキカ合併ノ場合ニハ併吞会社ノ全財産ニ対シ執行スルコトヲ認ムヘキカ

第一に、新たな規定の範囲は合併の場合に限るべきか、合併その他法人を消滅させるすべての場合を包含すべきかが問題となる。第二に、法人消滅後に新たな起訴を許すかが問題となる。第三に、法人消滅後は被告人はいかなる者とすべきか、いかなる財産に刑の執行をなすことができるかという問題がある。そして、この論点整理をふまえて、第一案、第二案、第三案が作成され、さらに、第三案を修正して最終案が作成された。

第一案から第三案の内容は、以下の通りである。³⁹⁾

刑事手続中ニ於テ法人ノ解散シタル場合ニ関スル件（第一案）

法人ヲ処罰スル為メ公訴提起アリタル場合ニ於テ其法人解散シタルトキハ合併ニ因ル場合又ハ定款若ハ総社員ノ同意ヲ以テ財産ノ処分ヲ定メタル場合ニ限り検事ハ之ニ対シ異議ヲ述フルコトヲ得

検事カ異議ヲ述ヘタルトキハ相当ノ金額ヲ予納スルニ非サレハ合併又ハ財産ノ処分ヲ為スコトヲ得ス予納ス可キ金額ハ検事ノ申立ニ依リ受訴裁判所之ヲ定ム

前項ノ規定ニ反シテ合併又ハ財産ノ処分ヲ為シタルトキハ之ヲ以テ国家ニ對抗スルコトヲ得ス

刑事手続中ニ於テ法人ノ解散シタル場合ニ関スル件（第二案）

法人ヲ処罰スル為メ公訴ノ提起アリタル場合ニ於テ其法人解散シタルトキハ合併ニ因ル場合又ハ定款若ハ総社員ノ同意ヲ以テ財産ノ処分ヲ定ムル場合ニ限り検事ハ之ニ対シ異議ヲ述フルコトヲ得前項ノ異議アリタルトキハ合併又ハ財産ノ処分ヲ以テ国家ニ対抗スルコトヲ得ス

刑事手続中ニ於テ法人ノ解散シタル場合ニ関スル件（第三案）

法人ヲ処罰スル為メ公訴ノ提起アリタル場合ニ於テ其法人解散シタルトキハ合併ニ因ル場合又ハ定款若ハ総社員ノ同意ヲ以テ財産ノ処分ヲ定ムル場合ニアリテハ刑事手続ノ範圍内ニ於テ尚ホ存続スルモノト看做ス

第一案から第三案は、参事官會議議案の論点第一・第二をふまえて、法人の解散により公訴権は消滅しない旨を法文化したものである。いづれも合併の場合に加えて、定款または総社員の同意による任意清算の場合をも想定している。これは第三六議會における政府委員の答弁内容に合致する。また、いづれの案も刑事手続中において法人が解散した場合を想定している。処罰を免れる目的で消滅行為をなした者の処罰はまだ法文化されていない。

第一案・第二案は、合併または任意清算の場合に「検事ノ異議」を認めるという案である。すなわち、第一案によれば、法人を処罰するため公訴の提起があつた場合、その法人が解散したときは、合併による場合または定款もしくは総社員の同意をもって財産の処分を定めた場合に限り、「検事ノ異議」を認める（第一条）。「検事ノ異議」がなされたとき、受訴裁判所が定める金額を予納しない限り、合併または財産の処分はなすことができない（第二条）。第二条に反してなされた合併または財産の処分は国家に対抗することができない（第三条）。第二案は、第一案の第二条を削

除したものである。第一案・第二案ではともに、「検事ノ異議」によつて会社財産を保全し、罰金刑の執行確保を図うとしている。これはおそらく会社債権者保護のための「債権者ノ異議」制度になつたものである。⁽¹⁾これに対して第三案は、いったん刑事の公訴があつた以上、「刑事手続ノ範圍内ニ於テ尚ホ存続スルモノト看做ス」というもので、その文言は商法八四条になつたと思われ⁽²⁾る。加筆修正はこの第三案に集中しており、参事官會議では第三案が支持されたようである。⁽³⁾

第三案への修正をふまえ最終案が作られた。その内容を第三案への修正と共に示す。⁽⁴⁾

刑事手続中ニ於テ法人ノ解散〔消滅〕シタル場合ニ関スル件（第三案）

〔第一条〕法人ヲ処罰スル為メ公訴ノ提起アリタル場合ニ於テ其法人解散〔消滅〕シタルトキハ合併ニ因ル場合又小定款若小総社員ノ同意ヲ以テ財産ノ処分ヲ定ムル場合ニアリテ小刑事手続ノ範圍内ニ於テ〔終了ニ至ル迄〕尚ホ存続スルモノト看做ス

〔前項ノ場合ニ於テ小合併後存続スル会社又小財産ノ処分ヲ受ケタル者ニ對シ利益ヲ受ケタル限度ニ於テ判決ノ執行ヲ為スコトヲ得〕

〔前項ノ場合ニ於テハ法人消滅ノ際代表者タリシ者ヲ以テ被告人トス〕

〔第二条〕〔法人ニ對スル罰金、科料、没収又ハ追徴ノ失効ヲ免ルル為メ法人ノ財産ヲ藏匿、脱漏シ又ハ債務ヲ増加シタルトキハ其ノ業務ヲ執行スル社員、取締役、外国会社ノ代表者、理事、監査役又ハ清算人ヲ五年以下ノ懲役ニ処ス〕

刑事手続中ニ於テ法人ノ消滅シタル場合ニ関スル件

第一条 法人ヲ処罰スル為メ公訴ノ提起アリタル場合ニ於テ其ノ法人消滅シタルトキハ刑事手続ノ終了ニ至ル迄尚ホ存続スルモノト看做ス

前項ノ場合ニ於テハ法人消滅ノ際代表者タリシ者ヲ以テ被告人トス

第二条 法人ニ対スル罰金、料料、没収又ハ追徴ノ執行ヲ免ルル為メ法人ノ財産ヲ藏匿、脱漏シ又ハ債務ヲ増加シタルトキハ其ノ業務ヲ執行スル社員、取締役、外国会社ノ代表者、理事、監査役又ハ清算人ヲ五年以下ノ懲役ニ処ス

最終案は全二条からなる。「法人ノ解散」を「法人ノ消滅」と改め、「合併ニ因ル場合又ハ定款若ハ総社員ノ同意ヲ以テ財産ノ処分ヲ定ムル場合」を削除し、「刑事手続ノ終了ニ至ル迄」なお存続するものと看做すとされた（第一条第一項）。さらに、破産犯罪を定めた独逸破産法、旧商法破産編一〇五〇条・一〇五二条、家資分散に関する罪を定めた旧刑法三八八条を参照して新たに罰則を定めた（第二条）。また、参事官会議議案の論点第三を受けて、「前項ノ場合ニ於テハ合併後存続スル会社又ハ財産ノ処分ヲ受ケタル者ニ対シ利益ヲ受ケタル限度ニ於テ判決ノ執行ヲ為スコトヲ得」前項ノ場合ニ於テハ法人消滅ノ際代表者タリシ者ヲ以テ被告人トス」との二条項が新たに法文化され、後者が最終案第一条第二項に採用された。

法人役員処罰法案は、この最終案の第一条を削除、第二条を書き直し、法人消滅行為を取り締まる旨の処罰法として純化させたものである。その際、「外国会社ノ代表者」「清算人」が外され、「監事」が加えられた。名称も「法人ノ役員処罰ニ関スル法律」と改められた。

以上、第一案から最終案までの諸案の変遷をたどってみた。法人役員処罰法立案にあたり、そもそもは刑事手続中

における法人の消滅という事態へ真正面から立法的対処が試みられていたことが分かる。立法の端緒は合併の場合への対処であったが、任意清算の場合も総社員の同意で直ちに会社財産を一括処分できることから対象に加えられた。清算の場合、法人は解散後直ちに消滅せず清算終了まで存続する。最終案では「解散」が「消滅」と改められた。さらに、最終案第一条において刑事手続終了までなお存続すると看做すとされた。刑事の訴追を受けることも現務に含むとの明治四一年大審院判決⁽⁴⁶⁾の射程がここで吟味されたのであろう。確かに、「現務ノ結了」は清算人の職務であるから(商法九一条一項一号)、同判決を積極に解することもできるのである。⁽⁴⁷⁾また、漁業法違反事件を念頭に罰金刑や没収刑の確定と清算手続との調整問題が意識されたのかもしれない⁽⁴⁸⁾。しかし、刑事手続中に被告人たる法人が存続しなくなつたときは公訴棄却となるという後年の大正刑事訴訟法の規定⁽⁴⁹⁾がいまだ存在しなかつた当時、これは単行の特別法で処理すべき問題ではあるまい。結局、この最終案第一条は削除された。

一九一五(大正四)年四月、「清算結了までは処罰できる」との法務局長回答が発せられている。⁽⁵⁰⁾司法省内の議論はここでいったんこの法務局長回答の線で集約されたのではないだろうか。翌五月には法人役員処罰法案が議会へ提出されるが、前述した通り、議会での政府委員の答弁はこの法務局長回答の線を超えないのである。⁽⁵¹⁾

なお、「法人罰則」と題した簿冊には、一〇〇本の法令の罰則規定を抜書きした『認可、許可、免許(税法ヲ除ク)』のほか、複数の法令抜粋資料が綴じ合わされている。⁽⁵²⁾それらの資料から山岡参事官が特別刑法の罰則規定を広く涉猟し分類整理していたことが分かる。すなわち、山岡はまず、「大正三年十一月現行」の法令抜粋資料に基づき、(一)「明治三十三年法律第五十二号及同準用ノ例」⁽⁵³⁾、(二)「法律第五十二号ト同様ノ形ヲ殊ニ規定シタルモノ」⁽⁵⁴⁾、(三)「法定代理人又ハ会社ノ代表者若クハ之ト同様ナル者ヲ処罰スル例」⁽⁵⁵⁾の三類型に分類できるとした。さらに、山岡の法令調査は業務主代罰一般の諸類型に及んでいる。⁽⁵⁶⁾近代日本の法人処罰法制については、「法令制定の時期の相違、法令制定

に関する主務官庁の相違等に依つて」「その立法形式の極めて多種多様にして不統一甚だしき状態」⁵⁷がもたらされたといわれるが、「特別罰則ノ監督」をその職責の一つとした山岡参事官が切り込んでいったのはかかる星雲状態をなす特別刑法の世界であつた。大正初めの『日本制裁法規』刊行に続き⁵⁸、法人役員処罰法立案の舞台裏では、後年の『取締法規違反の定型』（司法省調査課、一九三四年）『特別法令ノ罰則ニ関スル用語及刑罰調査』（司法省刑事局、一九三五年）『各種特別法罰則の総合的研究』（司法省調査部、一九三八年）等の先駆といえる法令調査が着手されていたのである。それは複数の省庁が管掌する特別刑法に対する横断的かつ帰納的な法制管理の端緒でもあつた。

おわりに

以上、本稿では法人役員処罰法の制定過程を振り返つてみた。なお粗い素描にとどまるとはいえ、「条文が一条のみの特例刑法として有名な」⁶⁰同法の立案にあたり、司法省内ではまさに「その成立が人為的なものであると同様、その消滅も人為的なものである」⁶¹とされる法人法制の特性をふまえた処罰のあり方が模索されていたことを、明らかにすることができたのではないだろうか。

すなわち、刑事手続中における法人の消滅に関する明文を欠く所与の法人処罰法制の限界が浮き彫りになった漁業法違反事件が立法の端緒であつた。司法省内では直ちに検討をはじめ、既存の民法・商法の規定例を参照しながら、刑事訴追を免れるための消滅行為によつては国家の公訴権は左右されない旨を明記した単行法令の立法化を模索したが、結局は消滅行為者を処罰する法人役員処罰法案の提出にとどめられた。「合併其ノ他ノ方法」とその文言は簡潔化されたが、当初当局が問題にしていた脱法行為は合併または任意清算の場合に限られた。また、省内では刑事手続終

了まで存続するという昭和戦前期の大審院判決を先取りする意見も出されたが、議会の法案審議における政府委員の答弁は清算結了までは処罰できるといふ法務局長回答の線を超えないよう慎重に言葉を選んでいった。

その後、立法化の課題は刑事訴訟法の改正作業へと舞台を移す。大正刑事訴訟法では三六条（現行刑法二七条）をはじめとする一連の法人処罰関連規定が創設されるが、そのうち三六五条一項二号（同三三九条一項四号）や五五五条（同四九二条）こそは、まさに刑事手続中における法人の消滅に関する新規定に他ならない。

では、大正期における刑事訴訟法の改正作業において法人処罰関連規定はどのように整備されていたのであろうか。これについては別稿を期したい。

注

- (1) 山岡萬之助の残した文書の主要なものは学習院大学ならびに法務省法務図書館が所蔵しており、それぞれ山岡文書研究会編『学習院大学法経図書室所蔵・山岡萬之助関係文書目録』（一九八八年）、法務省法務図書館編『法務図書館所蔵・山岡萬之助関係文書目録』（二〇〇七年）が刊行されている。山岡萬之助（一八七六（明治九）年～一九六八（昭和四三）年）は、日本大学で刑法・刑事政策を講じるとともに、一九一四（大正三）年に司法省参事官として司法省本省入りした後、司法大臣官房保護課長、監獄局長（行刑局長）、刑事局長を歴任した。山岡文書の概観は前山亮吉「山岡萬之助」伊藤隆・季武嘉也編『近現代日本人物史料情報辞典』吉川弘文館、二〇〇四年、四一九頁で得られる。高山京子・児玉圭司「山岡萬之助」『近現代日本人物史料情報辞典三』吉川弘文館、二〇〇七年、二九九頁はその追加情報である。法務図書館所蔵分の整理作業の概要は児玉圭司・高山京子「法務図書館所蔵「山岡萬之助関係文書」の利用に備えて」『法曹』第六八九号（二〇〇八年）、高山京子「山岡萬之助関係文書目録」刊行記念講演会について『法曹』第六九八号（二〇〇八年）を参照されたい。なお、拙稿「大正期の日本刑事法と山岡萬之助——『法務図書館所蔵・山岡萬之助関係文書目録』刊行に寄せて」『司法法制部季報』第一一六号（二〇〇七年）では大正期の刑事法改革を俯瞰する貴重な文書として山岡文書を位置づけた。

- (2) 法務図書館所蔵・山岡萬之助関係文書Ⅰ—九四「法人罰則」。これは以下の(一)～(二)を仮綴して表紙を付した簿冊である。(一)参事官会議々案・法人ニ対スル刑事処分ニ関スル件(二)刑事手続中ニ於テ法人ノ消滅シタル場合ニ関スル件(三)「刑事手続中ニ於テ法人ノ解散シタル場合ニ関スル件」(四)法人ノ役員処罰ニ関スル法律案(五)明治三三年法律第五二号及同準用ノ例(六)「明治三三年法律第五二号同様ノ規定例」(七)法人ニ於テ租税ニ関シ事犯アルトルキ処罰制(明治三三年三月法律第五二号)「明治三三年法律第五二号及同準用ノ例」(八)「明治三三年法律第五二号同様ノ規定例」(九)刑事手続中ニ於テ法人ノ消滅シタル場合ニ関スル件(一〇)認可、許可、免許、税ヲ除ク(一一)「取引所税法違反ノ儀ニ付問合」。
- (3) 一九三二(昭和七)年資本逃避防止法による両罰規定の採用に至るまでの日本の法人処罰法制の沿革については田中利幸「法人犯罪と両罰規定」中山研一・西原春夫・藤木英雄・宮澤浩一編『現代刑法講座第一巻・刑法の基礎理論』(成文堂、一九七七年)二七二頁以下が詳しい。また、判例・学説の系譜については樋口亮介「法人処罰と刑法理論(一)」『法学協会雑誌』一二三巻三号(二〇〇六年)四九五頁以下が詳細である。樋口は「法人實在説に依拠し、法人はその機関を通じて犯罪を犯しうると主張した」法人の犯罪能力を肯定した学説の一つに山岡萬之助『刑法原理』をあげている(五二三頁)。
- (4) 高崎秀雄「企業犯罪に関する刑事法制の問題について」『季刊企業と法創造』一卷三号(二〇〇四年)は「法人が消滅すると執行不能になるところ、罰金を免れる目的で法人を消滅させれば、いわゆる法人役員処罰法によつて処罰されるが、その処罰例は戦後の全期間を通じて一件しかない」(二六八頁)と指摘している。
- (5) 高田義文「法人に対する刑事訴追——法人の解散、清算の結了、合併等に関する諸問題」ジュリスト九九号(一九五六年)一五頁。なお、高田義文「一、刑訴法三三九条一項四号の「被告人たる法人が存続しなくなったとき」の意義と法人が解散した場合、二、商法一二四一条一項一号の「現務の結了」と法人が刑事の訴追を受けている場合の清算人の職務」法曹時報七巻二号(一九五五年)、高田義文「刑訴三三九条一項四号にいわゆる「被告人たる法人が存続しなくなったとき」の意義と法人の解散——商法一二四一条一項一号にいわゆる「現務の結了」と法人が刑事訴追を受けている場合の「清算人の職務」警察研究二八巻八号(一九五七年)も参照。
- (6) 高田・前掲(一九五六年)一四頁によれば、まず明治四一年三月二〇日の大審院判決(刑録一四輯六巻二七〇頁)が会社解散後において刑事の訴追審理を受けることも商法九一条一項にいわゆる清算人の結了すべき現務中に包含されると判示し、次いで昭和十五年六月一〇日の大審院判決(法律新聞四五六五号六頁)が公訴権は会社の解散により直ちに消滅するものではない

く清算結了により法人格が消滅したときに初めて消滅すると判示し、さらに昭和十五年七月二五日の大審院判決（刑集一九巻一四号四七三頁）が上告審係属中に清算結了の登記がなされたか否かにかかわらず被告会社は実質的に清算を結了せずいままお存続していると判示、これがその後の判例が準拠し引用する基本的判例となった。

(7) 学説の概観につき高田前掲（一九五七年）九四頁参照。(一) 当該法人が解散したときであるとする見解、(二) 清算が実質的に結了したときであるとする見解とが、(三) 刑事被告事件が終結しない以上清算は結了しないとする見解と相対立している。

(8) 高田・前掲（一九五六年）、一七頁。

(9) 高田・前掲（一九五五年）、二二三頁。

(10) 高田・前掲（一九五五年）、二二四頁。

(11) 田中・前掲は、明治三三年法制定後「明治期の立法はほとんど、法人をそして法人だけを処罰するという意味での代罰形式に統一」（二七五～二七六頁）されたが、大正末から「代表者を処罰する形式が一般化するようになった」（二七七頁）と指摘した上で、その理由として学説・判例が法人の犯罪能力否定論に立ったところから「それとの調和をはかることにあつたものと想像される」と述べている。かかる歴史的構図の当否を、大正期の刑事法の歴史を一つ一つ掘り起こしながら検証していくことが重要であろう。比較法的にみて日本の法人処罰法制は大陸法系・英米法系の「そのいずれにも属さず、刑罰の本質は変えないまま、当初は転嫁罰により、犯罪主体性を認めたと同じような結果を導き、次いで、違反行為者に対する選任・監督上の過失責任だけを認めるという妥協的で独自の進展をした」とされるが（宇津呂英雄「法人処罰のあり方」石原一彦・佐々木史朗・西原春夫・松尾浩也編『現代刑罰法体系・第一巻 現代社会における刑罰の理論』日本評論社、一九八四年、二〇六頁）、かかる刑事立法の「日本化」の内実に光をあてることもできるのではないだろうか。

(12) 『学習院大学法経図書室所蔵・山岡萬之助関係文書目録』の編者は「はじめに」において「参事官時代の資料は、いわば司法省中枢における行政実務の日常的運用を示すものであり、山岡参事官らには狭くは細密な法解釈の問題から広くは大正三年七月に勃発した第一次世界大戦に対応するための戦時体制づくりまでの幅広い領域を担当していた」（二〇頁）と述べている。

(13) 高田・前掲（一九五五年）、二二三頁。

(14) 高田・前掲（一九五六年）、一六頁。

(15) 高田・前掲（一九五六年）、一六頁。

- (16) 第三六回帝国議会の概要については、『第三六回帝国議會（特別会）』衆議院・參議院編『議會制度百年史 帝国議會史上卷』（大藏省印刷局、一九九〇年）六三頁以下参照。
- (17) 第二次大隈重信内閣の概要については中村尚美「第一七代第二次大隈内閣」林茂・辻清明編『日本内閣史録二卷』（第一法規出版、一九八一年）二〇九頁以下参照。
- (18) 「法人ノ役員処罰ニ関スル件ヲ定ム」国立公文書館所蔵『公文類聚・第三十九編・大正四年・第十五卷・産業門二・商事・工事・鉱山・漁業』（請求番号本館2A-011-00・類01220100）。
- (19) 『第三十六回帝国議會・貴族院議事速記録』第五号、八三頁以下。
- (20) 『第三十六回帝国議會・貴族院議事速記録』第七号、一五五頁。
- (21) 『第三十六回帝国議會・衆議院議事速記録』第十二号、二一〇頁以下。
- (22) 『第三十六回帝国議會衆議院・法人ノ役員処罰ニ関スル法律案委員會議録（筆記速記）』第一回、一頁以下。委員九名の所属会派別は立憲同志会四名（斉藤隆夫・長澤倉吉、江口勝之助、山口俊一（加藤小太郎）、立憲国民党一名（大堀孝）、立憲政友会二名（葉任利蔵、大島久満次）、無所属団（大隈伯後援会）一名（九鬼紋七）、中正会一名（森田茂）。
- (23) 『第三十六回帝国議會・衆議院議事速記録』第十四号、二七五頁以下。法文の文言は「會計参与」「執行役」を欠く以外は現行法に同じ。
- (24) 第二七議會における商法改正案の審議でも高木は「唯罰則ばかり重クシタトコロデ、預金者若ハ保險契約者ハ会社ノ役人ガ懲役ニ行ケバソレデ損害ノ取返シガ出来ルト云フモノデハナイ」と政府の嚴罰主義を牽制していた（三枝一雄『明治商法の成立と変遷』三省堂、一九九二年、一九一頁）。なお、一九一一年商法改正の罰則規定につき、高倉史人『明治四四（一九一一年）商法改正の意義』『法制史研究』四六号（一九九六年）四一頁以下参照。
- (25) 『第三十六回帝国議會・貴族院議事速記録』第五号、八四頁。
- (26) 『第三十六回帝国議會・衆議院議事速記録』第十四号、二七七頁。
- (27) 『第三十六回帝国議會・衆議院議事速記録』第十四号、二七七頁。
- (28) 商法八五条一項「解散ノ場合ニ於ケル会社財産ノ処分方法ハ定款又ハ総社員ノ同意ヲ以テ之ヲ定ムルコトヲ得（以下略）」。
- 本条は合資会社に準用される（一〇五条）。

(29) 大正四年六月二〇日付『法律新聞』第一〇一九号一四面所掲の「法人処罰法実施 豊島法務局長談」には、「是れ迄法人の取締役理事監査役監事等が刑の執行或は刑事訴追を受けん事を慮かり其処罰を受くる以前に於て其法人を他の法人に合併し或は解散して其法人たる責任を免れ又往々合名会社の如き極めて簡単に其財産を処分し得るもの、如き直に処分をなし其結果判決を為す能はざるに至れるものなり」云々とある。

(30) 第三十六回帝國議會衆議院・法人ノ役員処罰ニ関スル法律案委員會議録(筆記速記) 第一回、一頁。

(31) 『法律新聞』前掲記事「法人処罰法実施」によれば、「近く福岡に於てトロール船取締の際違反者を処罰の其船舶を没収せんとしたるも斯の如き手続をなしたるを以て地方の検事正の如き其合併せられたる法人に対し刑の執行をなすべしとの意見を本省に上申したるも斯の場合は法律上何等責任なき其合併せられたる法人を傷くるものなるを以て」云々とある。

(32) 明治三三年三月一三日法律第五二二号(法人ニ於テ租税及葉煙草専売ニ関シ事犯アリタル場合ニ関スル法律)の立法過程は田中・前掲、二七二頁以下が詳しい。その内容は、一条「法人ノ代表者又ハ其ノ雇人其ノ他ノ従業者法人ノ業務ニ関シ租税及葉煙草専売ニ関スル法規ヲ犯シタル場合ニ於テハ各法規ニ規定シタル罰則ヲ法人ニ適用ス但シ其ノ罰則ニ於テ罰金料以外ノ刑ニ処スヘキコトヲ規定シタルトキハ法人ヲ三百円以下ノ罰金ニ処ス」、二条「法人ヲ処罰スヘキ場合ニ於テハ法人ノ代表者ヲ被告人トス」、三条一項「法人ヲ処罰スルノ裁判確定シタル日ヨリ罰金ニ関シテハ一月以内科料ニ関シテハ十日以内ニ之ヲ完納セサルトキハ民事訴訟法第六編ノ規定ニ從ヒテ其ノ執行ヲ為ス此ノ場合ニ於テハ検事ノ命令ヲ以テ執行力ヲ有スル債務名義ト同一ノ効力アルモノトス」、二項「前項ニ依リ執行ヲ為スニハ執行前裁判ノ送達ヲ為スコトヲ要セス」。なお、同法は平成一一年一二月八日法律第一五一号により廃止された。

(33) 鷺山半之助『判例実例挿入・特別法罰則適用総鑑』(新光閣、一九三六年、五九七〜六一四頁、六四三〜六四八頁)。

(34) 学習院大学法経図書室所蔵・山岡萬之助関係文書A―1・三―八五「廃案」大正三年八月六日。削除された語句は取り消し線で、挿入された語句は()で示した。

(35) 大正四年時点の司法省・裁判所全体の布陣を分析したものととして新井勉「大正・昭和前期における司法省の裁判所支配」『日本法学』七七卷三号(二〇一一年)七頁以下参照。なお、各年度の『職員録』によれば、山岡の司法省参事官時代の参事官の顔ぶれは以下のとおりである。山内確三郎・飯島喬平・三浦栄五郎・池田寅二郎・山岡萬之助・宮城長五郎(大正四年五月一日現在)、山内確三郎・飯島喬平・三浦栄五郎・池田寅二郎・山岡萬之助・宮城長五郎・霜山精一(大正五年五月一日現在)、

山内確三郎・飯島喬平・池田寅二郎・山岡萬之助・宮城長五郎・霜山精一・長島毅（大正六年五月一日現在）、山内確三郎・飯島喬平・池田寅二郎・山岡萬之助・宮城長五郎・霜山精一・長島毅（大正七年五月一日現在）、飯島喬平・池田寅二郎・山岡萬之助・宮城長五郎・霜山精一・長島毅・小原直・清水行恕・三宅正太郎（大正八年五月一日現在）、飯島喬平・池田寅二郎・山岡萬之助・宮城長五郎・霜山精一・長島毅・小原直・清水行恕・三宅正太郎・大森洪太（大正九年七月一日現在）。

(36) 予約出版法（明治四三年法律五五号）五条一項「発行者、発行者ノ法定代理人、発行者法人ナルトキハ其ノ名称及代表者ニ変更アリ又ハ発行者能力ヲ失ヒ、死亡若ハ解散シ又ハ死亡若ハ解散ニ因リ法律上予約出版ヲ廃絶スルノ已ムヲ得サルニ至リタルトキハ十日以内ニ内務大臣ニ届出ツヘシ」、二項「前項ノ届出ハ書面ヲ以テシ発行者又ハ其ノ法定代理人、其ノ死亡ニ係ルトキハ相続人、相続人定マラス又ハ相続人ナキトキハ戸主若ハ同居ノ親族、法人ノ合併ニ因リ解散ニ係ルトキハ其ノ法人ノ權利及義務ヲ承継シタル法人、破産ニ因リ解散ニ係ルトキハ破産管財人ヨリ管轄地方官庁ニ之ヲ届出スヘシ」。

(37) 大正刑事訴訟法五五五条（現行刑事訴訟法四九二条）「法人ニ対シ罰金、科料、没収又ハ追徴ヲ言渡シタルニ於テ其ノ判決確定後合併ニ因リ法人消滅シタルトキハ合併後存続スル法人又ハ合併ニ因リ設立シタル法人ニ対シテ執行ヲ為スコトヲ得」。なお、本条の新設により法人役員処罰法の適用範囲が限局されるに至った点を指摘したものととして中央大学刑事判例研究会（河井信太郎）『刑事第三三九条第一項第四号にいわゆる「被告人たる法人が存続しなくなつたとき」と法人の解散』『法学新報』六三卷一号（一九五六年）五七頁参照。

(38) 法務図書館所蔵・山岡萬之助関係文書I—九四「法人罰則」。なお、法務図書館所蔵・山岡萬之助関係文書G—九「参事官會議及回覧事項」によれば参事官會議および回覧事項は「一 法律、勅令案及閣議提出案、一 省令案、一 重要ナル訓令、告示案、一 帝國議會ノ質疑ニ対スル答弁書、一 建議、抗告及重要ナル請願書類、一 重要ナル指令、照会、回答、通牒案、一 局課分掌規程ニ関スル件、一 法律、勅令、省令中疑義ニ関スル件、一 重要ナル報告、右ノ外特ニ會議回覧ノ必要アリト認メタル件」と定められていた。

(39) 法務図書館所蔵・山岡萬之助関係文書I—九四「法人罰則」。(三)「刑事手續中ニ於テ法人ノ解散シタル場合ニ関スル件」膳写版、ホチキス仮綴、三枚、朱毛筆・黒鉛筆による書き込みあり。

(40) 山岡萬之助「少年法制定事情を語る」『少年保護』一卷四号（一九三六年）によれば、少年法立案にあつても「各国法を參酌して、凡ゆる必要なりとする事項についてこれを法文化して、總て必要なる項目はこれを文に致した」（四五九頁）という（拙

稿・前掲、七頁。

(41) 商法七九条一項「債権者カ前条第二項ノ期間内ニ会社ノ合併ニ対シテ異議ヲ述ヘサリシトキハ之ヲ承認シタルモノト看做ス」、二項「債権者カ異議ヲ述ヘタルトキハ会社ハ之ニ弁済ヲ為シ又ハ相当ノ担保ヲ供スルニ非サレハ合併ヲ為スコトヲ得ス」、三項「前項ノ規定ニ反シテ合併ヲ為シタルトキハ之ヲ以テ異議ヲ述ヘタル債権者ニ對抗スルコトヲ得ス」。本条は任意清算の場合に準用される(八五条二項)。また合資会社、株式会社、株式合資会社の場合に準用される(一〇五条、二二五条一項、二二六条二項)。

(42) 商法八四条「会社ハ解散ノ後ト雖モ清算ノ目的ノ範圍内ニ於テハ尚ホ存続スルモノト看做ス」。本条は合資会社、株式会社、株式合資会社の場合に準用される(一〇五条、二三四条、二三六条二項)。

(43) なお、商法七九条三項にいわゆる「債権者ニ對抗スルコトヲ得ス」の意義をめぐって、田中耕太郎『会社法概論』(岩波書店、一九二六年)は「事実ニ於て会社財産は併合せられてゐるのであるから斯る権利行使は不可能ではないかと思はれる。是れ立法論として甚拙なる規定である」(八七頁)と疑義を呈している。第一案第二案が却下されたのは「検事ノ異議」制度案に対しても同様の疑義が出されたためであろうか。

(44) 法務図書館所蔵・山岡萬之助関係文書I—九四「法人罰則」(二)刑事手続中ニ於テ法人ノ消滅シタル場合ニ関スル件」謄写版、ホチキス仮綴、三枚、黒・赤鉛筆による書き込みあり、秘印あり。

(45) 独逸破産法第二百三十九條「支払ヲ停止シ又ハ財産ニ付キ破産手続開始セラレタル債務者其債権者ニ損害ヲ与フル目的ヲ以テ左ノ行為ヲ為シタルトキハ詐欺ノ破産トシテ懲役ヲ以テ処断セラル 一、財産ニ属スルモノヲ藏匿脱漏シタルトキ 二、全部又ハ一部ニ於テ虚偽ナル債務又ハ法律行為ヲ承認シ又ハ之ヲ設定シタルトキ(以下略)。旧商法破産編第五十條「破産宣告ヲ受ケタル債務者カ支払停止又ハ破産宣告ノ前後ヲ問ハス履行スル意ナキ義務又ハ履行スル能ハサルコトヲ知リタル義務ヲ負担シタルトキ又ハ債権者ニ損害ヲ被ララシムル意思ヲ以テ貸方財産ノ全部又ハ一部ヲ藏匿シ転置シ若クハ脱漏シ又ハ借方現額ヲ過度ニ掲ケ又ハ商業帳簿ヲ毀滅シ藏匿シ若クハ偽造、変造シタルトキハ詐欺破産ノ刑ニ処ス」、同第五十二條「前二条ノ罰則ハ会社ノ業務担当ノ任アル社員若クハ取締役及ヒ清算人ニモ之ヲ適用シ又第五十條ノ罰則ハ破産管財人及ヒ有罪行為ヲ行フ際犯者ヲ助ケ又ハ有罪行為ヲ破産者ノ利益ノ為メニ行ヒタル者ニモ之ヲ適用ス」。旧刑法第三百八十八條「家資分散ノ際其財産ヲ藏匿脱漏シ又ハ虚偽ノ負債ヲ増加シタル者ハ二月以上四年以下ノ重禁錮ニ処ス(以下略)」。

(46) 大審院明治四一年三月二〇日刑事部判決（大審院刑録第一四輯二卷二七〇頁）。「酒造合資会社カ業務執行上犯法行為ヲ為シ其結末ヲ告ケスシテ解散シタルトキハ清算人ハ之ヲ結了セシムルノ義務アリ從テ税法違犯ノ訴追審理ヲ受クルカ如キモ亦商法第九十一条第一号ノ所謂現務中ニ包含スルモノトス」。

(47) 高木・前掲（一九五六年）は法人役員処罰法制定「當時既に大審院は法人に対する刑事事件が裁判所に係属している以上、清算事務は結了しないという見解を表明しているので、この判例の見解を前提として立法されたのではなからうか」と推測している（一七頁）。

(48) 高木・前掲（一九五六年）は「債務の弁済、残余財産の分配をなしはじめ、その途中において、莫大な罰金刑が確定したり、会社の重要財産が没収されたりしたような場合には、清算手続は紛糾混乱することを免れないであらう」例え、船舶の如き会社の重要な基本財産に対する没収刑が確定した場合、破産手続はどのようになるのであろうか」として、「未だ清算が結了しない間に終局的裁判が確定する場合、罰金刑、没収刑等の確定と清算手続との調整問題」が生じるおそれがあると指摘する（一三頁）。

(49) 大正刑事訴訟法三六五条一項二号（現行刑訴法三三九条一項四号）「左ノ場合ニ於テハ決定ヲ以テ公訴ヲ棄却スヘシ〔中略〕
二 被告人死亡シ又ハ被告人タル法人存続セサルニ至リタルトキ」。

(50) 大正四年四月三〇日刑乙第五九三四号法務局長電報回答（起訴後被告タル会社解散シタル場合ノ処罰）「問 免許ヲ受ケスシテ保険業ヲ営ム会社カ保険業違反ニテ起訴セラレタル後ニ解散スルモ清算ヲ終ルマテハ罰スルヲ得ルヤ 答 貴見ノ通ト思考ス」〔司法省刑事局編『刑事先例彙纂』松華堂書店、一九三二年、三五二頁〕。

(51) この結果、法人解散後刑事訴追がどうなるのか議會審議にはあいまいさが残った。清算結了時説の立場からの解釈例として例えば林頼三郎『刑事訴訟法論』（巖松堂書店、一九一六年）は「茲ニ疑ノ存スルハ清算中ノ法人ニ関スル当事者能力ノ問題ナリ即チ法人解散スルモ清算中ニ係ル場合ニ於テハ其代表者タル精算人ヲ被告人トシテ訴追スルコトヲ得ルヤ否ヤ是ナリ此点ハ学説一定セスト雖モ積極ニ解スルヲ相当トスヘシ蓋法人ハ解散スルモ清算ノ目的ノ範圍内ニ於テハ清算結了ニ至ルマテ尚ホ存続スルモノト看做サルモノニシテ直ニ法人ノ消滅ヲ来スモノニ非ス（民七三条商八四条 而シテ法人ノ刑事責任ハ現行法上財産刑ニ止マルカ故ニ刑事訴追ノ結果ハ要スルニ法人ノ財産ヲ徴取セラルルヤ否ヤニ帰スルモノトス從テ刑事責任ノ解決ハ清算ノ目的中ニ包含スルモノト認ムルヲ相当トスヘク又解散前ニ於ケル法人ノ行為ニ基ク責任ヲ処理スルコトハ清算ノ要項タル

所謂現務ノ結了（民七八条商九一条）ニ該当スルモノト認ムヘケレハナリ大審院モ亦積極ノ見解ヲ採ル（四一年二月二〇日大判）然レトモ清算結了ニ至ルトキハ法人ハ全然消滅スルヲ以テ其後ニ於テハ之ニ対シテ訴追ヲ為スコトヲ得ヌ又訴訟手續繁厲中清算結了シタルトキハ自然人死亡ノ場合ト同一ニ処理セサルヘカラサルニ至ル又合併ニ因リ解散シタルトキハ直ニ法人ノ消滅ヲ来シ合併ニ因リ生シタル法人ハ全く別箇ノ人格ニシテ前法人ノ繼續ト認ムヘカラサルヲ以テ清算結了ノ場合ト同一ノ結果ヲ生スルモノトス之ヲ以テ法人ノ刑事責任ヲ免レンカ為メ故ラニ合併ニ因リ解散ヲ企テ又ハ急速清算ノ結了ヲ図ル等ノ弊ナキヲ保セス故ニ大正四年法律第十八号ヲ以テ法人ノ業務ヲ執行スル社員取締役理事監査役又ハ幹事ニシテ刑事訴追又ハ刑ノ執行ヲ免レンカ為メ合併其他ノ方法ニ依リ法人ヲ消滅セシメタル者ハ五年以下ノ懲役ニ処スヘキ旨ヲ定メ以テ其弊ヲ矯メンコトヲ期セリ」（二一九頁）と述べている。

(52) 法務図書館所蔵・山岡萬之助関係文書I—九四「法人罰則」（五）明治三年法律第五二号及同準用ノ例（謄写版、一四枚）（六）「明治三年法律第五二号同様ノ規定例」（司法省用箋、墨書、二枚）（七）法人ニ於テ租税ニ関シ事犯アルタルトキ処罰制「明治三年三月法律第五二号」〔明治三年法律第五二号及同準用ノ例〕（大正三年一月現行）と朱書、司法省用箋、墨書、一三枚）（八）「明治三年法律第五二号同様ノ規定例」（大正四年五月現行、朝鮮・台湾・樺太・関東州を除く）（謄写版、一三枚）（九）認可、許可、免許（税法ヲ除ク）（謄写版、七〇枚、付・表紙）。「認可、許可、免許（税法ヲ除ク）」は大正三年九月までの法令を含む。他に法務省法務図書館所蔵本（XB六〇〇—N四一）があるが、同書からもその作成の由来等に関する新たな情報は得られなかった。

(53) 山岡が適示した法令は、銃砲火薬類取締法二三三条、薬品営業並薬品取扱規則四一条ノ六、畜牛結核病予防法一九条、工業用酒類其他酒精、含有飲料戻税法七条、酒精造右税徴収猶予及免除ニ関スル件五条、税関貨物取扱人法一三条、煙草専売法六六条、粗製樟腦樟脳油専売法二三三条、塩専売法三八条、家畜市場法二二二条、肥料取締法一四一条、鋳鉄法一〇六条、砂鋳法二二二条、蚕糸業法四五条、漁業法六五条、遠洋漁業奨励法二〇条、輸出羽二重精練業法一三条、保険業法一〇〇条ノ二、度量衡法一九条、遠路航路補助法一六条、電気事業法二三二条、電気測定法一〇条、輸出入植物取締法一六条、売薬法一九条、酒母醪及麴取締法一六条。

(54) 山岡が適示した法令は、病院医院其ノ他診療所治療所ノ広告ニ関スル件三条三項、毒物劇物営業取締規則二〇条、「メチールアルコール」（木精）取締規則九条三項、肺結核予防ニ関スル規則一〇条二項、有害性著色料取締規則一〇条三項、牛乳営業取

縮規則二〇条三項、清涼飲料水營業取締規則一四條三項、水雪營業取締規則一〇条三項、飲食物用器具取締規則一一条三項、人口甘味質取締規則八条三項、飲食物防腐劑取締規則七条三項、屠場法一六条。

- (55) 山岡が適示した法令は、移民保護法二七条、北海道移住民渡航船舶取締規則一〇条、輸出羽二重取締規則一〇条、工場統計報告規則四條、造船奨励法七条、船舶法三〇条・三一条、船舶検査法一一条、船舶検査法施行細則八二条、外国船舶検査規則八条二項、船燈信号器救命員取締規則五五條、船舶職員法九条二項、自家用電気工作物施設規則一五條。

- (56) たとえば、「大正四年五月現行」の資料に基づき（一）「自己ノ指揮ニ出サルノ故ヲ以テ」「処罰ヲ免ルルコトヲ得ス」、（二）「其ノ首長又ハ營業者ニ科ス」、（三）「其ノ製造者又ハ販売者ヲ処罰ス」、（四）「税関貨物取扱人ノ行為ト看做ス」、（五）「製造又ハ販売ヲ為ス者其ノ責ニ任ス」の五通りの型を析出し、（六）「相当ノ注意」との免責文言にも注目している。

- (57) 八木胖『法人の犯罪能力』良書普及会、一九四八年、三五〜三六頁。

- (58) 法務図書館所蔵・山岡萬之助関係文書I—四五、「甲司法機関ノ構成配置監」によれば、刑事の司法事務として「（イ）刑事ノ指揮監督（質疑回答）（ロ）犯罪統計（ハ）死刑執行命令（ニ）恩赦復権（ホ）特別罰則ノ監督」と定められていた。

- (59) 法律取調委員法学博士豊島直通・花井卓蔵・谷田三郎監修『日本制裁法規』、清水書店、初版は大正二年六月発行。国立国会図書館所蔵の大正四年一〇月発行改訂第五版によれば、法令名のいろは順に三四五本の法令を採録している。

- (60) 土本武司『過失犯の研究——現代的課題の理論と実務』（成文堂、一九八六年）二一〇頁。

- (61) 土本・前掲、二〇七頁。高木・前掲（一九五六年）も「この技術的、観念的性質は、その出生におけるよりも、その死亡において、特に極端な姿をとって現われてくる」（二二頁）と指摘している。

- (62) 訴訟能力の章の新設は大正刑事訴訟法における主要な改正点の一つである。小田中聰樹『刑事訴訟法の歴史的分析』（日本評論社、一九七六年）九二頁。